

付  
印  
8

市町村民税  
道府県民税  
森林環境税

給与支払報告  
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

月割額事前連絡要

※市・県民税・森林環境税特別徴収税額の通知書は、異動届出書を市が受理した月の翌月10日頃発送します。事前に税額を確認する必要がある場合は、お手数ですが上記事前連絡要にチェックをお願いいたします。

三田市長あて		給与支払者 (特別徴収義務者)	名称 (氏名)	所属		特別徴収 指定番号	
令和 年 月 日 提出	法人番号又は 個人番号		氏名	氏名			宛名番号
フリガナ	所在地 (住所)	担当者	電話				
氏名	新姓	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
個人番号	生年月日	円	月分から 月分まで	円	年 月 日	1 転職 2 退職 3 死亡 4 休職 5 欠 6 その他	1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人が納付する)
住 1月1日 現在	明・大・昭・平 年 月 日生	円		円		右から 番号を 記入	右から 番号を 記入
住所 異動後		円		円			

◎納税者が新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望される場合には、必ず新しい勤務先に確認したうえで以下の項目を記入してください。

新しい勤務先の 名称及び所在地	所在地〒	特別徴収指定番号	納入書 (いずれかに印してください)	左記転勤先(担当 氏)へは月割額 円を
名称	名称	法人番号	<input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要(すでに納入書所持) <input type="checkbox"/> 不要(銀行サービス利用)	月分(翌月10日納期限)から徴収するよう連絡済です。
		(電話 - - )		受給者番号

◎給与等の支払を受けなくなった後の月割額(退職した月を除く)の一括徴収について次の欄に必ず記入してください。  
※退職の日が1月1日から4月30日までの間の方については、本人からの申出がない場合であっても、必ず残税額をまとめて徴収してください。

一括 徴収 理由	一括徴収する場合		徴収予定月日	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)	備考	
	<input type="checkbox"/> 1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出があったため。	<input type="checkbox"/> 2 異動の日が1月1日から4月30日までの間で特別徴収の継続の希望がないため。	月 日	円	左記の一括徴収した税額は 月分(翌月10日納期限)で納入します。 (※10日が土・日・祝の場合は翌営業日)	
徴収 理由	一括徴収しない場合		市区町村処理欄			
	<input type="checkbox"/> 1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出がないため。	<input type="checkbox"/> 2 特別徴収の継続の希望があるため。(転勤の場合も含む)	7年度	月分以降 の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収	入力 点検
	<input type="checkbox"/> 3 異動の日が1月1日から4月30日までの間で残税額(上記(ウ)の額)を超える給与又は退職手当等の支払がないため。	<input type="checkbox"/> 4 死亡による退職のため。	8年度	月分以降 の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収	入力 点検

- 記入注意
- この届出書は給与支払報告に係る給与所得者異動届出書と特別徴収に係る給与所得者異動届出書が同じ様式になっています。異動届出書は給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月10日までにそれぞれ関係市区町村へ提出してください。
  - 太線  で囲んでいる部分についてのみ記入してください。
  - 「一括徴収」に関する記入は、次により記入してください。なお、一括徴収しない場合でも必ず必要事項を記入してください。一括徴収する場合は、理由欄の1又は2にレ点記入し、右の「徴収予定額」欄等に所要事項を記入してください。一括徴収しない場合には、理由欄の該当する項目にレ点記入してください。
  - 「給与支払者(特別徴収義務者)」欄中の「法人番号(個人番号)」欄には、給与支払者の法人番号、個人事業主の場合は個人番号を記入してください。
  - 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与の支払を受けなくなった人の個人番号を記入してください。

			整理番号	